



目 次	ページ
規 則	
◎高知県うみがめ保護条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県土地基本条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○牛のヨーネ病の発生 (畜産振興課)	1
○保安林の指定の予定 (治山林道課)	1
○保安林の指定 (")	1
○保安林の指定施業要件の変更予定 (")	2
○公共測量の終了の通知 (用地対策課)	2
○道路の区域変更 (道 路 課)	2
○都市計画事業の認可 (都市計画課)	2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (2件) (農業基盤課)	3
○林業種苗法による生産事業者の登録 (木材増産推進課)	3
高知県教育委員会告示	
◎高知県天然記念物の指定 (教育委員会事務局文化財課)	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (6・16掲示)	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (")	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (")	4
○政治団体の届出事項の異動の届出	4
○政治団体の解散の届出	4
入札公告	
○一般競争入札 (総合運転者管理システムの借入れ) の公告 (警察本部会計課)	4

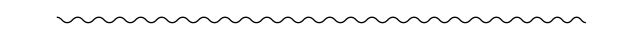
正 誤
◎正誤 (平29・1・31付け 選挙管理委員会告示ほか) 6

規 則

高知県うみがめ保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年6月23日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第53号
高知県うみがめ保護条例施行規則の一部を改正する規則
高知県うみがめ保護条例施行規則 (平成16年高知県規則第62号) の一部を次のように改正する。
第14条第4号を次のように改める。
(4) 国立研究開発法人森林研究・整備機構

附 則
この規則は、公布の日から施行する。



高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年6月23日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第54号
高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則
高知県希少野生動植物保護条例施行規則 (平成18年高知県規則第117号) の一部を次のように改正する。
第33条第3号を次のように改める。
(3) 国立研究開発法人森林研究・整備機構

附 則
この規則は、公布の日から施行する。



高知県土地基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年6月23日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第55号
高知県土地基本条例施行規則の一部を改正する規則
高知県土地基本条例施行規則 (平成14年高知県規則第38号) の一部を次のように改正する。
第4条第3号を次のように改める。
(3) 国立研究開発法人森林研究・整備機構

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第499号
牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第13条第4項の規定により次のとおり告示する。
平成29年6月23日
高知県知事 尾崎 正直

患畜

発生頭数	発生場所又は区域	発 生 年 月 日	処 分
1 頭	高知市	平成29年6月8日	殺処分

高知県告示第500号
次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の2の規定により告示する。
平成29年6月23日
高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡津野町西谷字ハヤノ前乙139の1 (次の図に示す部分に限る。)、字丸腰乙259、乙656
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ハヤノ前乙139の1、字丸腰乙259・乙656 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 高知県告示第501号**
次の森林を保安林に指定したので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年6月23日
高知県知事 尾崎 正直

1 指定に係る保安林の所在場所
幡多郡黒潮町有井川字ナガレ田138のへ、1707、字アハジリ156のイ、156の2、156のハ、157

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ナガレ田1707・字アハジリ156のイ・156の2・156のハ・157（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。）
高知県告示第502号
次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
平成29年6月23日
高知県知事 尾崎 正直

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的
魚つき
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的

干害の防備
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字新大滝山1173、字源佐小家場山1180（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）
高知県告示第503号
国土交通大臣から平成28年5月高知県告示第293号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成29年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成29年6月23日
高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第504号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成29年6月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成29年6月23日
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 作屋影野停車場
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町七里字漆ノ窪乙7番2から高岡郡四万十町中村字沖ノ丸371番まで	前	4.5 }	120
	後	14.0	
高岡郡四万十町七里字漆ノ窪乙7番2から高岡郡四万十町中村字沖ノ丸371番まで	A	10.3 }	120
	後	14.0	
高岡郡四万十町七里字漆ノ窪乙6番2から高岡郡四万十町中村字徳才野366番地先まで	B	4.0 }	96
	後	10.3	

高知県告示第505号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成29年6月23日
高知県知事 尾崎 正直

1 施行者の名称
南国市
2 都市計画事業の種類及び名称
高知広域都市計画道路事業（3・4・6号高知南国線）
3 事業施行期間
平成29年6月23日から平成34年3月31日まで
4 事業地
(1) 収用の部分
南国市大桶字横枕、字小豆尻、字並光分及び字蟻塚地内
(2) 使用の部分
南国市大桶字横枕地内

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市大津乙部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成29年6月23日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住所
(退任)

理事	谷 泰儀	高知市大津乙	551番地
〃	細木 俊輔	〃 〃	285番地イ
〃	松岡 温美	〃 〃	35番地
〃	谷 澄雄	〃 〃	575番地
〃	西川 忠孝	〃 〃	2300番地
〃	古田 辰雄	〃 〃	2261番地1
〃	江口 一志	〃 〃	2199番地1
〃	野中 豊	〃 〃	576番地2
〃	川村 隆一	〃 〃	55番地
監事	山崎 豊一	〃 〃	2199番地2
〃	竹村 忠吉	〃 〃	548番地2
〃	耕崎 典勇	〃 〃	60番地

(就任)

理事	谷 泰儀	高知市大津乙	551番地
〃	細木 俊輔	〃 〃	285番地イ
〃	松岡 温美	〃 〃	35番地
〃	西川 忠孝	〃 〃	2300番地
〃	古田 辰雄	〃 〃	2261番地1
〃	江口 一志	〃 〃	2199番地1
〃	川村 隆一	〃 〃	55番地
〃	野中 豊	〃 〃	576番地2
〃	山地 勝弘	〃 〃	571番地
監事	山崎 豊一	〃 〃	2199番地2
〃	竹村 忠吉	〃 〃	548番地2
〃	耕崎 典勇	〃 〃	60番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、久礼田土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成29年6月23日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住所
(退任)

理事 高芝 澄生 南国市久礼田 966番地

〃	徳橋 淳一	〃 〃	1208番地
〃	徳橋 昭俊	〃 〃	1502番地の5
〃	島田 正慶	〃 〃	1236番地
〃	竹村 章孝	〃 〃	926番地
〃	久米 静彦	〃 〃	1230番地
〃	長山 和義	〃 〃	1025番地
監事	澤村 豊	〃 〃	1539番地
〃	吉川勇和夫	〃 〃	1263番地の3
〃	徳橋 一憲	〃 〃	1209番地

(就任)

理事	高芝 澄生	南国市久礼田	966番地
〃	徳橋 淳一	〃 〃	1208番地
〃	徳橋 昭俊	〃 〃	1502番地の5
〃	島田 正慶	〃 〃	1236番地
〃	竹村 章孝	〃 〃	926番地
〃	久米 静彦	〃 〃	1230番地
〃	長山 和義	〃 〃	1025番地
監事	吉川勇和夫	〃 〃	1263番地の3
〃	徳橋 一憲	〃 〃	1209番地

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の生産事業者の登録を平成29年6月9日に次のとおり行った。

平成29年6月23日

高知県知事 尾崎 正直

登録番号	生産事業者の氏名又は名称	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
1564	野口 眞志	南国市岡豊町中島847-3	幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	野口 眞志 南国市岡豊町中島847-3
1565	田岡 富雄	土佐郡土佐町地藏寺128	種穂の採取及び精選並びに幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	田岡 富雄 土佐郡土佐町地藏寺128

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第3号

高知県文化財保護条例（昭和36年高知県条例第1号）第30条第1項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を高知県天然記念物に指定したので、同条第2項において準用する同条例第4条第4項の規定により告示する。

平成29年6月23日

高知県教育長 田村 壯児

名称	指定地域		所有者
	地名	区域	
奥工石山（竜王山）の紅簾石珪質片岩大露頭部	長岡郡本山町	竜王山国有林32林班ろ小班、坂瀬山国有林37林班は小班、坂瀬山国有林38林班へ1小班 5.62ヘクタール	農林水産省
	長岡郡大豊町	仁尾ヶ内山国有林48林班に小班 2.73ヘクタール	

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,485人である。

平成29年6月16日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、170,705人である。

平成29年6月16日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成29年6月16日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知市選挙区	93,616人
室戸市・東洋町選挙区	5,064人
安芸市・芸西村選挙区	6,324人
南国市選挙区	13,408人
土佐市選挙区	7,872人
須崎市選挙区	6,428人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	8,099人
土佐清水市選挙区	4,246人
四万十市選挙区	9,829人
香南市選挙区	9,439人
香美市選挙区	7,666人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,286人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,575人
吾川郡選挙区	8,662人
高岡郡選挙区	17,164人
黒潮町選挙区	3,404人

高知県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成29年6月23日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称 （代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党安田町支部 （黒岩 円）	竹内 範明	異動なし	安芸郡安田町東島645	平29・5・21
新		黒岩 円		安芸郡安田町正弘2	

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称 （代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	横山幾夫後援会 （今本 孝資）	異動なし	異動なし	安芸市井ノ口乙1266番地	平29・5・8
新				安芸市港町二丁目6番19号	
旧	常石ひろたか後援会 （常石 博高）	異動なし	異動なし	安芸郡田野町738-2	平29・5・10
新				安芸郡田野町3137-4	
旧	西原泰介後援会 （西原 泰介）	異動なし	異動なし	土佐市蓮池字厩ヶ尻460番8	平29・4・1
新				土佐市蓮池470番地7	
旧	竹内忠吉後援会 （竹内 忠吉）	山崎 勲	異動なし	異動なし	平29・4・16
新		竹内 忠吉			
旧	立憲主義をとりもどし、平和と希望ある共生社会をめざす県民連合 高知 （土居 保夫）	異動なし	異動なし	高知市本町四丁目1-32 こうち勤労センター5階	平29・5・1
新				南国市里改田1155-1	

旧	高知県木材産業政治連盟 （小川 康夫）	異動なし	松岡 良昭	異動なし	平29・5・30
新			野地 清美		

高知県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

平成29年6月23日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
矢野富夫後援会	二宮 近雄	平29・5・6
みねもと文男後援会	文野 孝男	平29・4・30
森よしかず後援会	面岡 広俊	平29・5・25

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年6月23日

高知県警察本部長 上野 正史

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量
総合運転者管理システム 一式
- (2) 借入物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 借入物品の借入期間
平成30年1月1日から平成34年12月31日まで
- (4) 借入物品の借入場所
高知県警察本部警務部情報管理課及び高知県警察本部交通部運転免許センター
- (5) 入札方法
ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるも

<p>のとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 高知県における「平成27～29年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成27年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(平成26年9月高知県告示第555号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。</p> <p>(5) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8544 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部警務部会計課用度係 電話番号088-826-0110(内線2252)</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成29年6月23日(金)から同年8月2日(水)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。</p>	<p>(3) 入札事前説明会の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成29年7月18日(火)午前11時15分</p> <p>イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部2階201会議室</p> <p>(4) 入札及び開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成29年8月10日(木)午前10時30分 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成29年8月9日(水)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。</p> <p>イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部2階201会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び借入物品を納入することができることを証明する書類を平成29年8月2日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p>	<p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成29年7月19日(水)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be leased: Comprehensive Driver Management System 1 Set</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Wednesday 2 August 2017</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 10:30 A.M. on Thursday 10 August 2017</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Wednesday 9 August 2017</p> <p>(5) Contact: Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p>
---	---	---

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平29・1・31	9908	◎選挙管理委員会告示	2	中 (7)	<u>当該投票用紙に押すべき県委員会の印は同様式</u>	同様式
平29・2・24	9915	◎告示	39	左 (7)	<u>を、</u>	に、
平29・3・10	9919	○告示	4	左 (33)	<u>次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。</u>	次に掲げる告示で定めるところによる...
平29・3・17	9921	○告示	1	右 (25)	<u>次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。</u>	次に掲げる告示で定めるところによる...
			2	左 (18)	<u>次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。</u>	次に掲げる告示で定めるところによる...
平29・3・24	号外4	目次	1	左 (23・24)	<u>◎高知県危機管理のための当直勤務規程の一部を改正する訓令</u>	◎高知県危機管理のための当直に関する規程の一部を改正する訓令
		◎規則	1	右 (40)	<u>同条第4項</u>	同項第4項
		◎訓令	5	左 (27・28)	<u>高知県危機管理のための当直勤務規程の一部を改正する訓令</u>	高知県危機管理のための当直に関する規程の一部を改正する訓令
				左 (31・32)	高知県危機管理のための当直勤務規程の一部を改正する訓令	高知県危機管理のための当直に関する規程の一部を改正する訓令
			左 (33)	<u>高知県危機管理のための当直勤務規程</u>	高知県危機管理のための当直に関する規程	
平29・3・28	号外6	◎規則	6	左 (1)	<u>「(第2項)」を「(第4項・第5項)」に、</u>	「第2項」を「第4項・第5項」に、

平29・3・31	号外8	◎公 管企 業局 管理 規程	4	右 (10・11)	<u>(昭和28年高知県電気局管理規程第8号)</u>	<u>(昭和28年高知県企業局管理規程第8号)</u>
			5	中 (29・30)	「 <u>達しない生児</u> 」を「 <u>達しない生児（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）</u> 」に改め、	「 <u>生児</u> 」を「 <u>生児（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）</u> 」に改め、
平29・4・21	9930付録	目録	1	右 (35・36)	1 <u>高知県危機管理のための当直勤務規程の一部を改正する訓令</u> 3 24 4	1 <u>高知県危機管理のための当直に関する規程の一部を改正する訓令</u> 3 24 4
平29・5・9	9934	○告 示	2	右 (43)	<u>四万十市鶴ノ江字ヲカモト山1481の1（次の図に示す部分に限る。）</u>	四万十市鶴ノ江字ヲカモト山1481の1
			3	左 (2)	<u>急傾斜地崩壊防止施設用地とするため（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）</u>	急傾斜地崩壊防止施設用地とするため